

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008那第5号	
事故等名	貨物船第三十一大昭丸乗揚	
発生年月日	平成20年6月20日 07時10分ごろ	
発生場所	沖縄県塩川港	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月20日 那覇・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船舶所有者に必要事項を照会。 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 貨物船第三十一大昭丸 499トン	
船舶番号(IMO番号)	133056	
船舶所有者等	宮崎汽船有限会社	
船種・船名・総トン数	B	
船舶番号(IMO番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海)	
	B	
負傷者	A 負傷者 なし	
	B	
損害状況	A 船底外板凹損、プロペラ翼曲損	
事故等の経過	平成20年6月20日07時05分ごろ、5人が乗り組み、捨石1,367トンを満載し、沖縄県塩川港を発し、同県那覇港に向け出港し、出港する際、07時10分ごろ船底が海底に接触した軽い衝撃があったが、機関を停止して船体内外調査し異常を認めなかったため、続航し那覇港に着いた。同年8月1日の入渠時に船底外板及びプロペラに損傷を発見した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	離岸時の操船が適切ではなかったこと
原因	本件乗揚は、離岸時の操船が適切ではなかったことが関与した可能性があると考えられる。	